

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成17年12月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	タービン建屋換気空調系機械室移送排風機(A・B)の出口ダンパにおいて、排風機を起動した際、動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	
2	2号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系ドライウエル側監視ユニットにおいて、「機器異常」及び「サンプル圧力異常」の表示が頻発したため、モニタの圧力検出系を点検	
3	3号機	可燃性ガス濃度制御(B)系出口元弁(V-28-9B)において、ステムカバーの取付部に破損が認められたため、当該カバーを交換	
4	4号機	高圧復水ポンプ(C)封水温度指示計において、指示値の変動が認められたため、温度検出器を点検・修理	
5	5号機	搬出物品測定時、許容値超えが認められたため、当該物品を回収	
6	5号機	電離箱サーベイメータ照射試験時、基準値外れが認められたため、当該測定器を点検・修理	
7	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置(76-CH-10C)の圧縮機(A)点検時、ドライヤフィルタ濾筒網部に損傷が認められたため、当該濾筒を交換	
8	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置(76-CH-10C)点検時、冷却水出口温度指示計の指示不良が認められたため、当該計器を交換	
9	5号機	非常用ガス処理系放射線モニタのガスサンプリング配管において、コック弁(17-1021B)のハンドルに折損が認められたため、当該ハンドルを交換	
10	集中環境施設	高電導度ドレンサンプポンプ(B-B)出口弁点検時、弁体・弁座シート面に傷及び浸透探傷検査において、弁体側面に線状指示模様が発見されたため、当該部を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで